
次世代リーダー育成道場 「留学の規則と処遇」

次世代リーダー育成道場 研修生（以下「研修生」といいます。）は、以下の厳守事項及び遵守事項に従って行動してください。

本書面(厳守事項、遵守事項、同意書)の全ての項目を御理解の上、署名捺印をし、1部を保管、1部を東京都教育委員会に提出してください。

< 厳 守 事 項 >

研修生は、下記の記載事項を厳守しなければなりません。一つでも違反した場合には、直ちに留学プログラム（以下「プログラム」といいます。）から離脱し、日本へ帰国となります。この場合、納付した受講料は返金されず、帰国に係る一切の必要経費は研修生（保護者）の負担となります。

また、重大な疾病若しくは心身喪失・不安定な精神状態（うつ病、ひきこもり、自傷行為、拒食症、過食症若しくはこれに準ずる症状を含む）等の心身の要因で入院をしたり、継続的なカウンセリング等を必要としたりするような状況になった場合や現地の高等学校教育課程の中で留学の在り方として適切でない行動（例、性行為等の生活上の乱れや不適切な学習態度、学業成績の極度な不振等によりホストスクールから退学に類する指導を受ける、違法行為及び危害を加える行為又はその恐れのある行為等により警察から指導を受ける等）をとった場合も、プログラムからの離脱及び帰国の対象となります。この場合も、納付した受講料は返金されず、帰国に係る一切の必要経費も研修生（保護者）の負担となります。

記

- 1 留学先国及び日本の法律に触れる行為をしないこと。
- 2 ドラッグ、麻薬等を所持又は使用しないこと。
- 3 飲酒・喫煙をしないこと。
- 4 鉄砲や刃物など他人に危害を及ぼすものを所持又は使用しないこと。
- 5 自動車・オートバイ・原動機付自転車、船舶（原動力が人力であるものを除く）、水上オートバイを含むモーターボート、飛行機の操縦、試運転、競技への参加、免許の取得、教習の受講をしないこと。
- 6 不純異性交遊をしないこと。異性と同室での宿泊をしないこと。
- 7 ホスト親（大人）が同行しない宿泊は行わないこと。（ホストスクール、現地受入機関が主催する宿泊は除く。）
- 8 留学先国以外の国へ旅行に行かないこと。
- 9 東京都教育委員会及び現地受入機関の許可なく、ホストファミリーやホストスクールを変えたり、留学期間を変更したりしないこと。
- 10 ホストスクールの長期休暇中も含め、留学中は日本へ帰国しないこと。
- 11 毎日学校へ行き、授業に出席し、宿題・課題を提出すること。
- 12 日本の家族、親類、友人は、プログラム期間中の研修生を訪問しないこと。
- 13 アルバイトをしないこと。
- 14 闘争行為、破壊行為、自傷行為をしないこと。
- 15 前文記載の例にあるような行動をとったり、ホストスクールから退学処分等を受けたりする行為をしないこと。

※現地受入機関とは、現地受入団体、ホストスクール、州、コーディネーター等を指す。

＜ 遵 守 事 項 ＞

研修生は、下記の記載事項を遵守しなければなりません。違反した場合には、現地受入機関、東京都教育委員会若しくは次世代リーダー育成道場事務局から「警告(WARNING LETTER)」が書面で本人に送られます。「警告」書面が複数回発行され、一定期間内に問題解決ができない場合は、現地受入機関及び東京都教育委員会の判断により、プログラム離脱の措置がとられ、帰国の対象となります。この場合、納付した受講料は返金されず、帰国に係る一切の必要経費は研修生（保護者）の負担となります。

記

- 1 日本及び東京を代表する留学生として、ふさわしい態度、行動をとること。
- 2 現地受入機関、東京都教育委員会及び次世代リーダー育成道場事務局の指導に従うこと。
- 3 ホストスクール及び日本の在籍校の校則に従うこと。
- 4 異文化への適応を促進するため、以下の行動を慎むこと。
 - (1) 日本の家族や友人との直接の連絡を頻繁にとること。（緊急の場合を除き、月一回程度を目安とする。）
 - (2) 他の日本人留学生と頻繁に連絡を取り合うこと。
 - (3) 留学先国に居住する親類等を訪問すること。
 - (4) 問題解決のために、直接日本の家族へ連絡をとること。（東京都教育委員会、次世代リーダー育成道場事務局、現地受入機関規定の「コミュニケーションルール」を遵守すること。）
- 5 留学生を受入れてくれたホストファミリーに対して常に感謝と敬意の念をもち、積極的にコミュニケーションをとる努力を持続的に行い、家族の一員として自覚をもった行動をとること。
 - (1) ホストファミリーのきまりに従うこと。
 - (2) 分担された家事を責任をもって行うこと。
 - (3) ホストファミリーのプライバシーを他人に漏らさないこと。
 - (4) 学校の友人などをホストファミリー宅に呼ぶときには、必ずホストファミリーに事前の許可をとること。
 - (5) インターネットやパソコンの使用に、時間を長く費やさないこと。
- 6 宿泊を伴う全ての旅行に関して、事前に現地受入機関、東京都教育委員会及び次世代リーダー育成道場事務局に旅行申請書を提出して許可を得るとともに、保護者の同意を得ること。
- 7 留学中、ホストファミリー、友人や知人、現地受入機関等との金銭の貸し借りをしないこと。ホストファミリー宅での電話代や外出の際の食事代、帰国時の別送品送料等、個人の支出は自己負担とすること。
- 8 賠償責任を伴う行為を回避し、その損害の防止・軽減に努めること。損傷を与えたものに対しては、自分でその費用を負担すること。
- 9 SNSへの書き込みや写真を掲載する際には、その内容や個人情報に十分留意すること。
- 10 アダルトサイトの閲覧や卑猥な写真の撮影、送付等をしないこと。ポルノショップ、アダルト映画に行かないこと。
- 11 危険なスポーツや活動をしないこと。（ヒッチハイク、バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビングを含む。）
- 12 モデルガンや軍服など、周囲に不安や恐怖を抱かせる物を収集したり、必要以上に興味を示したりしないこと。
- 13 留学中に、布教のための宗教活動やそれに類する行為や政治活動をしないこと。宗教団体や政治団体等に加入しないこと。
- 14 保護者は、現地受入機関、東京都教育委員会若しくは次世代リーダー育成道場事務局が、研修生に対して行う留学中の生活態度の指導を尊重し従うこと。

※現地受入機関とは、現地受入団体、ホストスクール、州、コーディネーター等を指す。